

ポイント方式所得基準表

家族数 (遠隔地扶 養者を含 む)	都営住宅に入居する方全員の所得金額の合計			
	特に所得の低い一般世帯	改良住宅	一般区分・再開発住宅	特別区分
2人	0円～1,160,000円	0円～1,748,000円	0円～2,276,000円	0円～2,948,000円
3人	0円～1,540,000円	0円～2,128,000円	0円～2,656,000円	0円～3,328,000円
4人	0円～1,920,000円	0円～2,508,000円	0円～3,036,000円	0円～3,708,000円
5人	0円～2,300,000円	0円～2,888,000円	0円～3,416,000円	0円～4,088,000円
6人	0円～2,680,000円	0円～3,268,000円	0円～3,796,000円	0円～4,468,000円
7人	0円～3,060,000円	0円～3,648,000円	0円～4,176,000円	0円～4,848,000円

◎家族数が8人以上の世帯は、1人増えるごとに38万円を加算してください。

***所得基準表の特別区分とは、次のいずれかにあてはまる世帯に適用する所得基準です。**

(「特に所得の低い一般世帯」での申込みには適用しません。)

(1) 心身障害者を含む世帯

申込者本人または同居親族が次のいずれかにあてはまること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている1級～4級の障害者

イ 重度または中度の知的障害者(愛の手帳の場合は総合判定で1度～3度)

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障害者(障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。)

エ 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者

(2) 60歳以上の世帯 申込者本人が60歳以上であり、かつ同居親族全員が、次のいずれかにあてはまること。

ア 60歳以上

イ 18歳未満の児童

(3) 小学校就学前の子供のいる世帯

同居親族に小学校就学前の子供がいる世帯であること。

(4) 原子爆弾被爆者を含む世帯

申込者本人または同居親族が厚生労働大臣の認定書(被爆者健康手帳ではありません。)の交付を受けている原子爆弾被爆者であること。

(5) 海外からの引揚者を含む世帯 申込者本人または同居親族が海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していないことが厚生労働省の発行する引揚証明書で証明できること。

(6) ハンセン病療養所入所者等を含む世帯 申込者本人または同居親族がハンセン病療養所入所者等であり、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できること。